

雇用均等室とは

○ 雇用均等行政の課題

- ① 労働者が性別により差別されることなく、また、働く女性が母性を尊重されつつ、その能力を十分に発揮できる雇用環境を整備することが重要です。
- ② また、少子高齢化が急速に進む中、労働者の仕事と育児・介護との両立が大きな課題となっており、中でも男女労働者とも育児・介護休業を取得しやすく、また、働きながら育児や家族の介護を行いやすい環境づくりを推進することが重要となっています。
- ③ さらに、パートタイム労働者の増加に加え、在宅ワークといった多様な就業形態が近年拡大してきており、これらの働き方が働く人の能力を有効に発揮できるものとする 것도重要です。

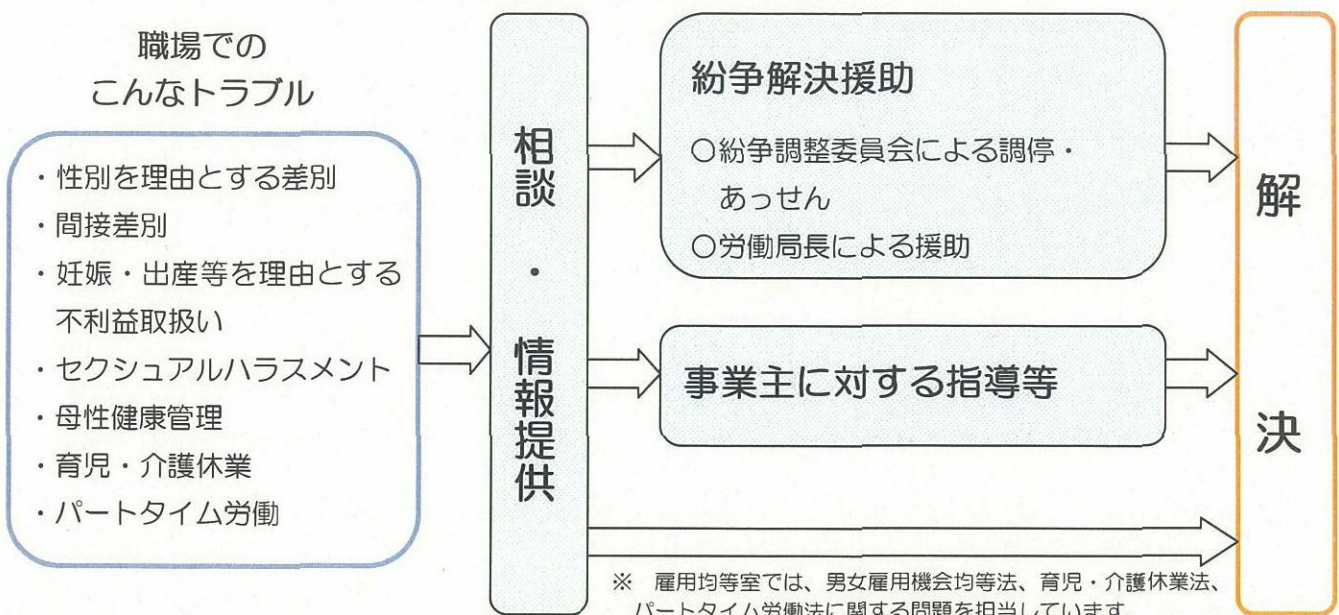
○ 雇用均等室とは

雇用均等室は、これらの課題についての厚生労働省の施策を推進する最前線として、労働局内に置かれ、以下の業務を行っています。

主な業務は次のとおりです。

- 法律の周知・徹底
- 法律に基づく事業主に対する指導
- 労働者、学生、事業主の方々からの法律、助成金制度、トラブル等に関する相談受付
(平成 19 年度相談受付件数 約 9 万件)
- 説明会、セミナー等の開催
- 労働者と事業主との間の紛争解決援助 (下図を御覧ください)

相談から解決までの流れ



※ 雇用均等室では、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、パートタイム労働法に関する問題を担当しています。詳しくは、雇用均等室にご相談下さい。